

○桐生市市民ギャラリー使用要綱

(平成 24 年 5 月 30 日施行)

改正 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の芸術文化に対する意識の高揚と郷土を愛する心を醸成するとともに、市外の人に対しても桐生市に対する興味、関心及び共感を喚起する役割を担い、もって桐生市の文化振興及びまちづくり並びに観光資源としての役割の一端を果たすため、市民ギャラリーの使用に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用)

第 2 条 市民ギャラリーは、桐生市内で創作活動を行っている市民又は市民で組織される団体が、その作品展示場として使用することができるものとする。ただし、営利目的又は政治活動若しくは宗教活動を伴うものについては、使用させないものとする。

(使用の範囲)

第 3 条 市民ギャラリーの使用の範囲は、桐生市勤労福祉会館展示ホール及びその附属設備とする。

(使用期間)

第 4 条 市民ギャラリーの使用期間は、1 回の使用につき、原則として水曜日から翌週月曜日までのうち 6 日以内(展示作品の準備及び撤去を含む。)とする。ただし、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までをいう。)は除く。

(使用時間)

第 5 条 市民ギャラリーの使用時間は、原則として午前 10 時から午後 5 時まで(展示作品の準備及び撤去を含む。)とする。

(展示できる作品の内容及び種類)

第 6 条 市民ギャラリーに展示できる作品の内容は、公序良俗に反しないものとし、種類は、絵画、書、写真、彫刻、版画、工芸、花、俳句等の創作作品とする。

(使用の申請及び許可)

第 7 条 市民ギャラリーの使用を希望するものは、あらかじめ市長に市民ギャラリー使用許可申請書(様式第 1 号)を提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合は、内容を審査のうえ、使用許可書を交付するものとする。

(使用許可の取消し又は使用の中止)

第 8 条 市長は、市民ギャラリーの使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 申請内容に偽りがあったと認められるとき。
- (2) 公序良俗に反すると認められるとき。

- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。
- 2 市長が、前項の規定に該当すると認めるときは、市民ギャラリー使用許可取消・中止通知書(様式第2号)により、使用者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 市民ギャラリーの使用料は、無料とする。

(展示品の管理責任)

第10条 展示作品の管理は、使用者の責任において行うものとし、市民ギャラリーの使用期間中は、会場責任者を常駐させなければならない。

- 2 桐生市は、盗難又は事故等について一切の責任を負わないものとする。

(展示の準備撤去及び報告)

第11条 展示作品の搬入及び搬出並びに飾付け等の作業は、使用者が自己の責任において行うものとする。

- 2 展示前及び展示後の作品は預からないものとする。
- 3 会場の原状復帰、整理整頓及び清掃は使用者が行うものとする。
- 4 使用者は、使用期間の終了後7日以内に市民ギャラリー使用報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民ギャラリーの使用に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

市民ギャラリー使用許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

市民ギャラリー使用許可取消・中止報告書

[別紙参照]

様式第3号(第11条関係)

市民ギャラリー使用報告書

[別紙参照]